

特集

文教・科学技術施策の進展

平成19年度の展望

解説	8	教育改革の推進
	16	生涯学習社会の実現
	21	初等中等教育の充実
	31	大学改革の推進
	41	私立学校の振興
	43	我が国の科学技術・学術政策
	44	科学技術の戦略的重点化
	53	科学技術システム改革の推進
	59	社会・国民に支持される科学技術の推進
	61	スポーツの振興と青少年の健やかな育成
	67	「文化力」の向上
	72	国際協力・交流の推進
	74	文教施設の充実
資料	77	平成19年度予算
	79	税制改正の概要
	81	機構・定員
	82	政策評価の取組

84
編集後記
6
インフォメーション

カラー

- 1 あたらしい学舎(まなび)Party
- 大阪府立農芸高等学校
- 4 トビックス 文部科学省の窓
- 表2 温故知新
- 別府明礬温泉の湯の花製造技術
- 表3 特集特別企画
- 新たなスタートのとき

「文化力」の向上

文化庁

文化は人々に感動や生きる喜びをもたらす、豊かな人生を送る上で大きな力となるものであり、日本社会の活性化のためには、「文化力」の向上を図ることが極めて重要である。文化庁では、平成一九年度予算に一〇一七億円（対前年度一〇億円（一％増）を計上し、一三年末に成立した文化芸術振興基本法および同法に基づく「文化芸術の振興に関する基本的な方針」をふまえ、「文化力」による地域づくり・国づくりを図ることとしている。

基本的な方針については、平成一九年二月に第二次基本方針が閣議決定されたところであり、同基本方針では、文化芸術振興の今日的意義や諸情勢の変化等をふまえ、今後おおむね五年間を見とおし、文化芸術の振興にあたっての基本的視点や重点事項、基本的施策等を明記している。

具体的には、文化芸術振興の今日的意義

として、「文化力」が国の力の源であることや、文化芸術と経済が密接に関連していることを掲げ、「文化芸術立国」を目指すことを明記している。

また、文化芸術振興にあたっての基本的視点として、①文化力の時代を拓く、②文化力で地域から日本を元気にする、③国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える、の三点を掲げるとともに、今後重点的に取り組むべき事項として、①日本の文化芸術の継承、発展、創造を担う人材の育成、②日本文化の発信および国際文化交流の推進、③文化芸術活動の戦略的支援、④地域文化の振興、⑤子どもの文化芸術活動の充実、⑥文化財の保存および活用の充実、の六点を掲げている。

今後は、本基本方針に基づき、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図っていく。

芸術創造活動

1 文化芸術創造プランの推進

(1) 最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等への重点支援等

舞台芸術創造活動をより活性化させるため、最高水準の舞台芸術公演・伝統芸能等に対する重点支援を引き続き行うとともに、音楽、舞踊、演劇等の国際フェスティバル、芸術による国際交流を推進していく。

(2) 「日本映画・映像」振興プランの推進

我が国の映画・映像水準の向上を図るため、製作支援を行うとともに、上映や海外への発信、人材育成事業等の支援、映画フィルムの収集・保管を進め、世界に誇れる映画・映像の振興を推進する。平成一九年度においては、新たに「メディア芸術振興総合プログラム」により、メディア芸術の優れたクリエイターを発掘・育成し、国内各地のメディア芸術拠点の活動支援等を図るとともに、メディア芸術祭により優れたメディア芸術作品を国内外に積極的に発信することにより、メディア芸術の人材育成・国際拠点形成を推進する。

(3) 世界に羽ばたく新進芸術家等の人材育成
次代のトップレベルの芸術家を養成するため、美術、音楽、舞踊、演劇等の各芸術分野における、海外の大学や芸術団体等への留学

を支援し実践的な研修の機会を提供する。また、新進芸術家等の成果発表の機会を充実させ、芸術家の社会に対する成果発信を図る。さらに、芸術団体等が行う研修や新進芸術家への発表の場を提供するような養成事業への支援を行う。

(4) 感性豊かな文化の担い手育成プログラムの推進
オーケストラ等の舞台芸術に身近に触れることができる「本物の舞台芸術体験事業」、芸術家等を学校等へ派遣し、講話や実技を披露する「学校への芸術家等派遣事業」や、伝統文化に関する活動を継続的に体験・修得できる「伝統文化こども教室事業」を拡充するほか、学校内外の文化活動を地域で支援する「地域人材の活用による文化活動支援事業」を新たに取り組むなど、子どもの文化芸術体験活動を推進するための施策の一層の充実を図っていく。

2 美術振興の拠点整備

独立行政法人国立美術館は、我が国における美術振興の中心的拠点として、所蔵作品の一層の充実や施設設備の整備充実を行っている。また、東京・六本木に平成一四年度から建設を進めてきた「国立新美術館」は、平成一九年一月二日に新たに開館した。

同館は収蔵品を持たず、合計一万四〇〇〇㎡におよぶ一二室の展示室を活用し、公募展

をはじめとする多彩な展覧会の開催や、美術に関する情報の収集提供、ならびに教育普及事業を展開して、アートセンターとしての役割を果たすことを目指している。

地域文化の振興

舞台芸術に親しむ機会の少ない人たちの興味関心を喚起し、新たな観客層の開拓に努めることを目的として、質の高い舞台芸術の全国的展開を促す「舞台芸術の魅力発見事業」を平成一九年度より新たに実施する。

このほか、国民が日ごろ取り組んでいる文化活動を全国規模で発表し、交流する国内最大の文化の祭典「国民文化祭」を実施する。平成一九年度については、徳島県で一〇月二七日(土)から一一月四日(日)の九日間、「おどる国文祭」を愛称に、「阿波踊り」「阿波人形浄瑠璃芝居」「阿波藍」を三大テーマに位置づけ、八九の多彩な文化事業を展開する。

また、文化活動に取り組む全国の高校生が一堂に会し、日ごろの取組の成果を発表し、技を競い、交流を深める高校生の文化の祭典「全国高等学校総合文化祭」を開催している。本文化祭は、高校生が企画から運営まで主体的に携わるのが特徴であり、平成一九年度については、七月二九日(日)から八月二日(木)の五日間、島根県で開催する。

文化財の次世代への継承・発展

1 高松塚古墳壁画・キトラ古墳壁画の保存対策

高松塚古墳は七世紀末から八世紀初めに築造され、石室内部に人物群像などが描かれた壁画古墳である。昭和四七年に発見され、翌四八年に特別史跡に、内部の壁画は昭和四九年に国宝に指定されている。

これまで、壁画は現地で保存されてきたが、度重なるカビの被害により、壁画の汚れ、漆喰の劣化が進み、現地での保存が困難になったため、絵画、考古学、保存科学等の各専門家で構成された会議において、石室を取り出して解体修理を行う方法を恒久的な保存方針とすることが決定された。修理事業は昨年一〇月から開始され、本年度は石室の取り出しを行うとともに、壁画の修理に着手する予定である。

特別史跡キトラ古墳は、石室の天井には全天文図、東壁の「青龍」等の四神や、四神の下方に「寅」などの十二支の獣頭人形象が描かれた古墳であり、飛鳥の遺跡群を代表する壁画古墳である。

キトラ古墳については、発見当初より漆喰が浮き上がっており、剥落の危険性があつたので、緊急の対応として、順次壁画の剥ぎ取

本文化祭の演劇部門、日本音楽部門、郷土芸能部門で優秀校に選ばれた高校については、「全国高等学校総合文化祭優秀校東京公演」として、八月二五日(土)、二六日(日)に東京・国立劇場に一堂に会し、発表を行う。

さらに、公立文化施設の活性化に資する情報の提供や、公立文化施設の職員を対象にしたアートマネジメント研修、舞台技術に必要な知識、技術に関する研修を行うほか、文化芸術に関する情報の収集・発信する事業なども行っている。

国語施策

平成一七年三月には、文部科学大臣から文化審議会に対し、「敬語に関する具体的な指針の作成について」「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」が諮問された。このうち、敬語については、平成一九年二月に「敬語の指針」として答申が得られた。文化庁としては、今後、「敬語の指針」の普及に積極的に努めることとしている。一方、「情報化時代に対応する漢字政策の在り方について」は引き続き審議していくこととなっている。

また、演劇、俳句、川柳、落語など各界で活躍している方を講師に迎え、「言葉」について考える体験事業」を実施している。これは、講師からの直接指導をとおして、言葉や表現に対する関心を高めることを目的として

りを行ってきた。また、剥ぎ取りまでの間、カビ等の定期点検や仮設保護覆屋の建設等による環境制御を行っている。昨年一二月による環境制御を行っている。昨年一二月に「寅」、本年二月に「朱雀」の剥ぎ取りが無事行われた。今後、天井の全天文図の取扱いについて検討を行う。なお、本年五月に、明日香村にある飛鳥資料館にて、「玄武」の公開を予定している。

2 文化財の保存修理等

国宝・重要文化財、登録有形文化財および伝統的建造物群を適切に保存管理し、次世代に継承するため、計画的な保存修理および耐震対策・防災施設の整備を推進する。また、NPOや市民団体が文化財の管理や文化財を活用した多様な活動を自立的に担っているような総合支援の仕組みを構築する。さらに、文化財建造物修理用資材の安定的確保を図るために「ふるさと文化財の森」を設定するとともに、資材等に関する普及啓発活動を支援する。

また、国宝・重要文化財等を火災や盗難等から守り、保存管理の万全を期するとともに、展示や体験学習機能を加えた整備事業を実施し、多様な保護・活用を図る。

3 無形文化財等の公開

重要無形文化財のわざや民俗文化財、文化財保存技術の公開事業を行い、国民の文化財

宗教行政

宗教法人制度は、憲法で保障された信教の自由と政教分離の原則に基づき、宗教団体の自由で自主的な活動を保障するため、宗教団体に法人格を付与することで財産や団体組織の管理の基礎を確保することを目的としている。文化庁では、宗教法人法に基づく宗教法人の認証事務や宗教に関する資料の収集などを行い、宗教法人制度の適正な運用に努めている。また、文部科学大臣の諮問機関として宗教法人審議会が設置されている。

の保存・伝承に対する意識の向上を促し、無形文化財等の保護の充実を図る。

4 史跡等の保存・整備・活用

史跡等の保存・活用を推進するため、所有者や管理団体等が行う保存修理事業および公有化事業等に対する国庫補助を実施する。

埋蔵文化財については、費用負担が困難な個人住宅建設等の開発に伴う埋蔵文化財発掘調査に対する国庫補助を実施し、埋蔵文化財保護と開発事業との調整の円滑化を進める。

5 文化財の総合的な把握

我が国では、これまで美術工芸品、建造物などといった文化財の分野別による保護手法が講じられてきたが、近年、相互に緊密な関連性を持つ複数の文化財を総合的にとらえたり、文化財の周辺環境も含めて保護を図ったりすることの必要性が指摘されてきている。そのため、文化審議会文化財分科会に企画調査会が新たに設置され、昨年一月から文化財の総合的な把握を行うための施策等について検討がなされている。

6 我が国の歴史・伝統文化の保存と継承の拠点整備

本年四月に独立行政法人国立博物館と独立

行政法人文化財研究所が統合し、国の文化財保護施策の一翼を担う機関として、新たに独立行政法人国立文化財機構が発足する。国立文化財機構では、国立博物館四館（東京、京都、奈良、九州）を設置し、我が国の歴史・伝統文化の保存と継承の中心的拠点として、文化財の収集・保管・展示およびこれに関する調査研究を行うとともに、教育普及事業等の一層の充実に努める。また、同法人が設置する文化財研究所（東京、奈良）では、文化財に関する調査・研究を積極的に国内外に発信するとともに、文化財の保存修復に関する国際協力を通じて、我が国の国際貢献に寄与していく。

新しい時代に対応した著作権施策の展開

1 法制度の整備

平成一八年度の文化審議会著作権分科会においては、平成一七年一月に取りまとめられた「著作権法に関する今後の検討課題」の検討を進めつつ、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取扱い等の新たな課題についても時宜を逃さず検討を行った。なお、平成一八年臨時国会において、同年一月および八月に取りまとめられた二つの分科会報告書をふまえ、IPマルチキャスト放送による放送の同時再送信の円滑化などを内

容に含む「著作権法の一部を改正する法律」（平成一八年法律第一二一号）が成立した。

平成一九年度の同分科会においては、引き続き残された課題に取り組むとともに、新たに持ち上がるさまざまな課題についても検討を行っていく。具体的には、私的録音録画補償金制度、権利制限、過去の著作物の保護期間や利用の円滑化、著作権法上の侵害行為等に関する課題を予定している。

2 円滑な流通の促進

情報化の進展等に対応し、著作物の円滑な流通を促進するため、①著作権等管理事業法の的確な運用、②著作権契約のあり方についての調査研究、③意思表示システムの構築にかかる支援、④文書による著作権契約の促進等の施策を展開する。

3 国際的課題への対応

海賊版対策については、侵害発生国への取締り強化の要請、途上国対象の研修事業の実施、権利者による権利行使支援、官民連携強化等の施策を講じるとともに、平成一九年度は新たに、侵害発生国の税関職員等取締機関職員を対象とした「トレーニングセミナー」の開催を予定している。

また、インターネットの普及および情報技術の発展に対応した著作物保護の国際的

の自主制作の公演や、実演家の研修などの事業を実施している。

これらの劇場の設置・運営は、独立行政法人日本芸術文化振興会が行い、効率的かつ効果的に事業の充実を図ることとしている。

2 さまざまな文化芸術情報の発信

国立博物館等が収蔵する文化財・美術品に関する情報、国立劇場・新国立劇場の公演等に関する情報のデータベース化を行うとともに、文化庁ホームページ等を通じて情報提供を行っていく。

文化の国際交流・協力

1 国際文化交流の推進

「国際文化フォーラム」の開催や、「文化庁文化交流使」事業を行っているほか、本年度より、次世代の国際文化交流を担う高校生の文化活動を対象に、海外において同じ分野の文化芸術に携わる高校生が一堂に会し、意見交換や作品の共同制作等を試みるワークショップ等を行う「高校生国際文化交流事業」を実施する。

2 芸術文化の国際交流・協力

我が国と外国との国際芸術交流（周年事業等）にかかる二国間交流の推進、海外と協同でオ

文化振興のための基盤整備

1 国立劇場・新国立劇場の充実

国立劇場（国立劇場、国立演芸場、国立能楽堂、国立文楽劇場および国立劇場おきなわ）は、伝統芸能の保存と振興を図るため、歌舞伎、演芸、能楽、文楽、組踊などの伝統芸能を各種の演出や技法を尊重しながら、つとめて古典伝承のままの姿で公開し、国民が伝統芸能を鑑賞する機会を提供するとともに、伝統芸能の伝承者養成事業を実施している。

新国立劇場では、現代舞台芸術の振興普及を図るため、国際的に比肩しうる高い水準のオペラ・バレエ・現代舞踊・演劇など

ペラ等を制作する国際共同制作、海外で開催される有名なフェスティバル等への参加）を支援する「優れた芸術の国際交流」を実施する。

3 文化遺産の国際交流・協力

文化遺産国際協力を一層推進するため、平成一八年六月に、海外の文化遺産の保護に係る我が国の国際協力について、国や教育研究機関の果たすべき責務、基本方針の策定、国が講ずべき施策などについて定めた「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」が成立した。

また、国内の政府機関、独立行政法人、教育研究機関、NGOなどが一体となって連携組織を形成し、各機関間のネットワーク構築、関係情報の収集・提供、調査研究等を実施する「文化遺産国際協力コンソーシアム」が平成一八年六月に発足した。

特に、ユネスコとの連携については、我が国の文化遺産の世界遺産への登録の推進と国際的な世界遺産の保護に関する取組を進めるとともに、「無形文化遺産の保護に関する条約」我が国は一六年六月に締結。条約は平成一八年四月中に発効）による無形文化遺産の保護への取組へ引き続き積極的に対応しており、平成一九年九月には、我が国で政府間委員会が開催され、条約の運用基準等に関する協議が行われる予定。

■長谷川町子美術館

住所：〒154-0015
東京都世田谷区桜新町1-30-6
電話番号：03-3701-8766
URL：http://hasegawamachiko.jp/

アクセス：
東急田園都市線桜新町下車 徒歩7分
開館時間：10：00～17：30
（ただし入館は17：00まで）
休館日：月曜日（祝日の場合はその翌日）、展示替期間、年末年始

※この作品は、例年、長谷川町子美術館の春の展覧会「春爛漫」にて、「爛漫」500号（H160.0cm×W500.0cm）、「春の径」130号（H161.4cm×W190.4cm）とともに展示される（今年は4月15日で終了）。

季節の「花と鳥」シリーズ「桜・翡翠」（さくら・かわせみ）
水辺爛漫 ●三栖右嗣（みす・ゆうじ 1927～）作
平成元（1999）年■油彩■H161.4cm×W194.0cm■長谷川町子美術館蔵

東京藝術大学卒業後、アメリカの画家アンドリュー・ワイエスを訪ね、帰国後積極的に個展を開催、1975年には沖縄海洋博「海を描く現代絵画コンクール展」にて「海の家族」が大賞を受賞、翌1976年には第19回安井賞展にて「老いる」を出品、安井賞を受賞した。同年、皇太子殿下（現・天皇陛下）依頼により「沖縄の海」を制作、その翌年には国立公園協会の依頼により「小笠原・父島より南島・母島を望む」を制作するなど、その作品は各界から幅広い支持を受け、高い評価を得ている。

桜のシリーズに取り組むようになったのは、1988年ごろ。1993年には和光市文化センター大ホールで「桜の爛漫」を手がけ、その出来上りのみごとさで話題を呼んだ。1997年に三春（福島県）の滝桜を描いた「爛漫」500号の大作を完成し、長谷川町子美術館に買い上げられた後、新たに同館より依頼を受け描いた作品のひとつが本作品「水辺爛漫」である。この作品は、岩手県盛岡市の米内浄水場の枝垂桜に取材したもので、水面に映る桜の花の光景が繊細なタッチで美しく描かれている。天から降り注ぐように垂れ下がる枝に咲き始めの桜の淡いピンクが眩い光を放つ。横切るように水面を飛んでゆく翡翠の姿はまるで春の喜びに満ちあふれているかのよう。

（学芸員 橋本野乃子）

編集後記

▽今年度の表紙を飾るのは、「花と鳥」シリーズです。今月号は「枝垂桜にかわせみ」です。解説にもありますが、爛漫と咲き誇る枝垂桜の下をかわせみが飛んでいるさまは、凜とした清冽しさを感ぜさせます。編集部では毎回文部科学時報の顔である表紙を飾る作品の選考では楽しい苦労をさせていただいています。が、今後も読者の皆様に喜ばれるような作品を掲載してまいりますので、楽しみにしてください。

▽今年度の表紙を飾るのは、「花と鳥」シリーズです。今月号は「枝垂桜にかわせみ」です。解説にもありますが、爛漫と咲き誇る枝垂桜の下をかわせみが飛んでいるさまは、凜とした清冽しさを感ぜさせます。編集部では毎回文部科学時報の顔である表紙を飾る作品の選考では楽しい苦労をさせていただいています。が、今後も読者の皆様に喜ばれるような作品を掲載してまいりますので、楽しみにしてください。

（進）

次号(5月号)予告

特集

「しんかい6500」の
潜行1000回記念

●巻頭言—————加藤康宏
●論文—————藤本博巳
●エッセイ—————山根一眞
●インタビュー—————毛利 衛

◆ ◆ ◆ ◆ ◆

あたらしい学舎partⅣ
山形県小国町立小国小学校・小国中学校
山形県立小国高等学校

「文部科学時報読者アンケート」
添付のはがきのほかに電子メールでも受け付けています。
アドレス「jiho@mext.go.jp」
文部科学省大臣官房政策課「文部科学時報」編集部

MEXT.61 月刊

文部科学時報 4月号

第1575号

●著作権所有——文部科学省◎

●発行所——株式会社ぎょうせい

本社 〒104-0061 東京都中央区銀座7-4-12
本部 〒167-8088 東京都杉並区荻窪4-30-16
電話 03-5349-6666（営業部）
URL http://www.gyousei.co.jp

●印刷所——ぎょうせいデジタル株式会社

平成19年4月10日印刷
平成19年4月10日発行

定価610円(本体581円)(〒84円)
年間購読料7,320円

・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます。
・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはよりの書店にてお願いいたします。

●本誌の掲載のうち、意見にわたる部分については、それぞれ筆者個人の見解であることをお断りいたします。

Printed in Japan 2007 ISSN 1346-325X ●この刊行物は再生紙を使用しています。